

保存期間：10年
(平成36年末)
平成26年4月8日

資料	2
----	---

地球温暖化対策に係るビール製造業の自主行動計画について

- 2-1 地球温暖化対策に係るビール製造業の自主行動
計画について
- 2-2 我が国の温室効果ガス排出量と京都議定書の達
成状況

地球温暖化対策に係るビール製造業の自主行動計画について

1. 自主行動計画とは

自主行動計画とは、地球温暖化の防止に取り組むため、各産業の業界団体が自主的に策定する行動計画であり、1997（平成9）年に日本経済団体連合会が環境自主行動計画を策定し、各業種においても順次策定が進められてきている。

自主行動計画の中では、各業界が、自主的に、二酸化炭素の排出量削減等の数値目標を設定し、この目標を達成するために必要な具体的な対策（省エネ設備の導入、運転管理の高度化、燃料転嫁等）もあわせて定められる。

2. これまでの経緯

（1）京都議定書（平成9年12月採択、平成17年2月発効）

我が国の国際的な約束として、「2008（平成20）年度～2012（平成24）年度の期間（第1約束期間）に、温室効果ガス排出量の基準年度比6%削減」が定められている。

（注）基準年度は、二酸化炭素等では1990（平成2）年度、フロン等では1995（平成7）年度。

（2）京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月改訂）

上記京都議定書における我が国の削減約束を達成していくため、自主行動計画を「産業・エネルギー転換部門における対策の中心的役割を果たすもの」と位置付け、自主行動計画の目標・内容については、各業界の自主性に委ねられるべきことを踏まえつつ、その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう、政府は、「関係審議会」等において定期的にフォローアップ」を行うことが求められている。

「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」の概要（平成9年12月11日採択）

温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の第1約束期間において先進国全体で1990年レベルと比べて少なくとも5%削減することを目的として、各国ごとに法的拘束力のある数量化された約束が定められ、我が国については6%が定められた。

京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）抜粋

我が国は、温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の第1約束期間に基準年から6%削減することを内容とする京都議定書の約束達成のため、必要な取組を推進する。

（略）

我が国が京都議定書の削減約束を達成していくためには、（中略）産業界がエネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の改善等の排出量を抑制する努力を進めていくことがきわめて重要である。こうしたことから、産業界の自主行動計画の目標、内容についてはその自主性にゆだねられるべきものであることを踏まえつつ、（中略）その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう、引き続き関係審議会等において定期的にフォローアップを行う。

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定（閣議決定））抜粋

※ 「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」を受けて閣議決定されたもの。

我が国が京都議定書の削減約束を達成していくためには、こうした自主行動計画の目標が達成されるべく、産業界がエネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の改善等の排出量を抑制する努力を進めていくことが極めて重要である。そのため、産業界の自主行動計画の目標、内容についてはその自主性にゆだねられるべきものであることを踏まえつつ、社会的要請にこたえる観点から、

- ①計画を策定していない業種においては、新規に策定する
- ②計画の目標が定性的である業種は、目標を定量化する
- ③計画については、政府による厳格な評価・検証を実施する
- ④既に現状が目標を超過している場合には、目標の引き上げを行う

とともに、日本経団連環境自主行動計画の目標が十分に達成され、また、個別業種が自らの自主的な目標達成に向けて積極的に取り組むことが奨励される。

以下に掲げる業種については、関係各省庁は、今後速やかに、所管業種に対する以下の働きかけを強化する。

①計画の新規策定

（ぱちんこ、ゲームセンター、証券、病院、大規模展示場）

②定性的目標の定量化

（信用金庫、信用組合、外食）

③政府による厳格な評価・検証の実施

※2008年3月末時点で該当業種なし

④目標水準を現時点で超過している業種に係る目標引き上げ

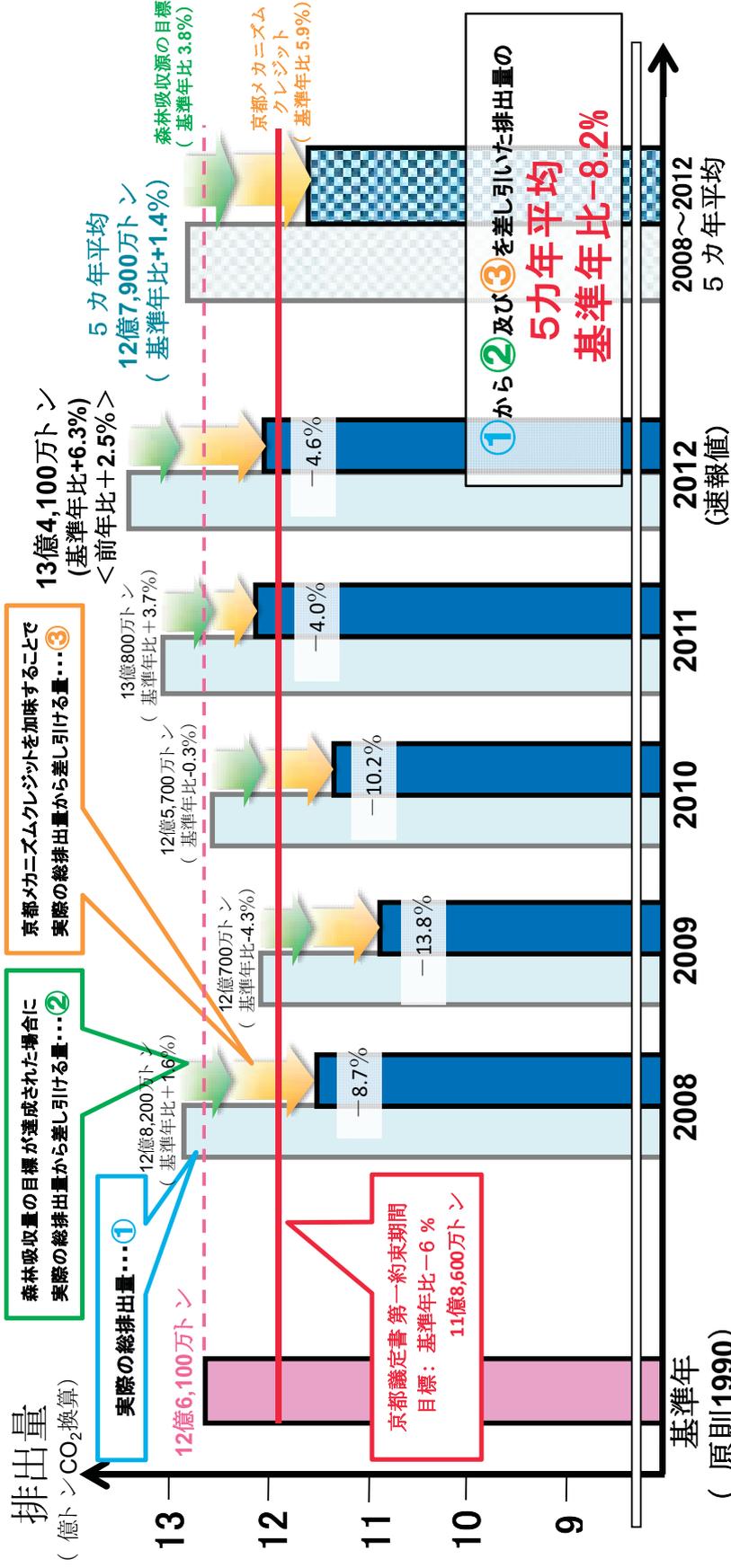
（※は原単位目標の業種）

（ビール酒造、たばこ製造、植物油※、精糖、食肉加工品※、即席食品※、醤油、自動車、鉱業※、石灰製造、染色、アルミ※、板硝子、ガラスびん、建設機械※、石灰石鉱業※、衛生設備機器、建設※、鉄道車輛※、百貨店※、DIY※、チェーンドラッグストア※、ホテル※、自動車整備、産業廃棄物処理、石油※、ガス、特定規模電気事業者※）

政府としては、こうした自主行動計画の透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上するよう、自主行動計画の評価・検証制度として、関係審議会等による定期的なフォローアップの実行を進める。

我が国の温室効果ガス排出量と京都議定書の達成状況

- 2012年度の我が国の総排出量（速報値）は、**13億4,100万トン**（基準年比+6.3%、前年度比+2.5%）
- 仮に**森林吸収量の目標※1**を達成し、**京都メカニズムクレジット※2**を加味すると、5カ年（2008～2012年度）平均で基準年比**-8.2%**となり、京都議定書の目標（基準年比**-6%**）を達成する見込み



※1 森林吸収量の目標 京都議定書目標達成計画に掲げる基準年総排出量比約3.8% (4,767万トン/年)

※2 京都メカニズムクレジット: 政府取得 平成24年度末時点での京都メカニズムクレジット取得事業によるクレジットの総契約量 (9,752.8万トン) を5カ年で割った値
民間取得 電気事業連合会のクレジット量 (「電気事業における環境行動計画 (2009年度版～2013年度版)」より)

※3 最終的な排出量・吸収量は、2014年度に実施される国連気候変動枠組条約及び京都議定書下での審査の結果を踏まえ確定する。
また、京都メカニズムクレジットも、第一約束期間の調整期間終了後に確定する (2015年後半以降の見通し)。